

「東日本大震災滋賀県内避難者の会」会則

第1条 名称

本会は「東日本大震災滋賀県内避難者の会」（通称：滋賀県内避難者の会）と称する。

第2条 目的

本会は、東日本大震災により滋賀県に避難している人々（以下「避難者」という。）の交流、避難者への情報提供などの支援や被災地の人々の支援を目的とする。

第3条 会員

（種別）本会の会員は次の通りとする

- （1）正会員 滋賀県内避難者及び家族（以下「避難者」という。）
- （2）支援会員 支援団体及び個人支援者（以下「支援者」という。）

（入会）

2 本会の会員になろうとする者は、次の手続きを経るものとする。

- （1）避難者は、入会の意思表示をすることにより入会できる。
- （2）支援者は、世話人からの推薦に基づき、世話人会で承認を受け、入会できる。

（退会）

3 会員は、申し出により退会することができる。

第4条 活動

本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- （1）避難者同士の交流
- （2）避難者と滋賀県民の交流、情報交換
- （3）避難者への情報提供
- （4）避難者への相談援助
- （5）被災地との交流・支援
- （6）その他、必要な活動

第5条 総会

（構成） 本会の総会は正会員で構成する。

（招集・開催）

2 総会は世話人代表が招集する。

（権能）

3 総会は次の事項を議決する。

- （1）事業報告及び決算の承認
- （2）世話人の選任
- （3）会則の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(議長)

4 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

(議決)

5 総会の議決事項は、会議に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第6条 世話人

(種別および定数) 本会に次の役員を置く。

(1) 世話人 若干名 正会員から選任し、世話人会を構成し、本会の業務を執行する

(2) 監事 1名 正会員から選任し、本会の監査を担当する

2 避難者から選出された世話人のうち1名を世話人代表、2名を世話人副代表とする。

(役割)

3 世話人代表は本会を代表し会を統括する。

4 世話人副代表は代表を補佐する。

(選任および任期)

5 世話人の任期は2年とし、再任を妨げない。

第7条 世話人会

本会に世話人会を置く。

(構成)

2 世話人会は、世話人で構成される

(権能)

3 世話人会は、組織運営体制、事業計画、活動内容、予算および事務局体制等を協議、決定する。

(招集・開催)

4 世話人会は、世話人代表が招集するものとし、毎月1回程度開催する。ただし、世話人代表の判断により随時開催できるものとする。

(議長)

5 世話人会の議長は、世話人代表がこれに当たる。なお、代表世話人が欠席した場合には、会議に出席した世話人の中から選出する。

(議決)

6 世話人会の議決事項は、会議に出席した世話人の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 急を要し世話人会を開催する暇がないときは、メーリングリストでの提案、議決をもって世話人会の議決とすることができる。

8 会員は、世話人会へ出席して、意見を述べることができる。

第8条 経費

本会の経費は、寄付およびその他の収入をもってあてる。

第9条 会計年度

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第10条 事務局

本会は、事務局を大津市におく。

- 2 事務局には、会計担当者を置く。
- 3 事務局には、事務局員を置くことができる。

付則

- 1 この会則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この会則は、平成25年4月1日から施行する。